

# 要 望 書

平成 19 年 9 月 吉日

文部科学大臣殿

(写 法務省、警察庁)

犯罪被害者家族の会 (ポエナ)

会長 小林 邦三郎

## 少年法の再改正に関して

私は過去 3 回に亘り少年法の再改正を求める嘆願書を、多くの市民の皆様の署名を頂いた上で提出してまいりました。平成 18 年 5 月においても、(1) 少年法の適用を 18 歳未満に引下げること、(2) 中学生からの少年院送致ができること、の要望書を犯罪被害者家族の会 (ポエナ) として提出しておりましたが、漸くこの度、おおむね 12 歳からの少年院送致も可能となる改正少年法が成立いたしました。

しかし少年による犯罪を未然に防ぐためには適用年齢を引下げるだけでは意義が無く、それを受けての教育現場の指導と管理が不可欠です。今後は原則として中学生から少年院送致が可能となるため、中学入学式場で校長が犯罪について強いメッセージを発することが大切であり、今回の改正の意義が存在するものと思っております。と同時に、犯罪行為の結果として生涯に亘る償いが伴うことも教える必要があります、家庭教育だけの問題に止まらず、学校での指導もより一層重要になります。

私は少年犯罪において、①自己責任、②親の責任、③学校の責任、④社会の責任、の順に責任があると考えていますが、日本の現状は全く逆に責任が問われています。犯罪の要因として、育った環境や親の責任を真っ先に問うことが多く見受けられますが、全て己から逃げた行為が生じた結果であり、少年と言えども自己責任は最も重要視されなければなりません。

人は如何なる環境に育ったとは言え、10 歳以上であれば善・悪の判断ができることでもあり、犯罪抑止のための教育に早急に取り組み、厳しい姿勢で臨むべきだと思います。親と学校や社会が本人の自己責任を強く認識した上で、いじめ等の犯罪を隠匿せず明らかにすることを徹底し、犯罪防止のためにご尽力されることをお願い申し上げます。

一方、更生と犯を未然に防ぐことを目的として、保護司の任命と責任に関して法務省に依頼しております。現状、更生は不十分であり、犯を未然に防ぐ行為は皆無と言っても過言ではありません。「いじめ」等を無くすためには、保護司が毎月学校内に相談日を設けて対処すべきであり、それは予算を必要とせずに実行できることです。私も犯罪被害者の遺族として、父親として、保護司になりその使命を探究するつもりでいます。文部科学省として今後保護司の活用をご検討いただき、法務省に依頼されることを願っております。

自己責任を第一に考えることが大切であり、親の責任も考えた上で、学校、社会の責任が問われることが筋道です。安易に教師の責任にせず、校長が教師の管理を厳格に実行することが大切であり、生徒や親の責任を明確にしなければなりません。加えて「自殺」は善の行

為ではなく愚かな行為であることも認識させることが重要であり、「死んではならない」ことを強く訴えることが最も大切であると思います。「いじめ」に対する学校の対応は隠匿することが常となっておりますが、「いじめ」は報告し易い環境が必要と思われ、また報告しても安易に学校や教師の責任にしないことです。「隠匿行為」に責任を課すことを徹底され、改善しなかった場合にも責任を負うことを考えるべきです。生徒に「いじめ」を悪いことと理解させることだけに止まらず、報告させることが「いじめ」を無くすための最大の策となるからです。保護司との連携も含めて、相談し易い環境作りが実行されるならば社会に多大な影響を与えることでしょう。真に犯を無くすためにご理解とご配慮を頂き、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

我が子を犯罪により亡くす苦しみの中で、改めて命の大切さを再認識いたしました。犯罪防止のために尽力することが供養であると考えておりますので、是非とも実行されますよう心から望んでおります。

以上